

## 令和3年度 里山ファン活動支援事業補助金 募集案内

### 1 趣 旨

中山間地域のコミュニティにおける担い手不足の解消や課題解決による地域力の向上、中山間地域と中山間地域以外の市民の連帯感の醸成を図るため、住民自治協議会や特定非営利活動法人が行う里山ファン活動に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

### 2 中山間地域を有する地区

浅川、小田切、芋井、篠ノ井（信里に限る。）、松代（豊栄・西条に限る。）、若穂（保科に限る。）、七二会、信更、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条

### 3 中山間地域以外の地区

第一、第二、第三、第四、第五、芹田、古牧、三輪、吉田、古里、柳原、大豆島、朝陽、若槻、長沼、安茂里、篠ノ井（信里を除く。）、松代（豊栄・西条を除く。）、若穂（保科を除く。）、川中島、更北、豊野

### 4 里山ファン活動

中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民、事業者等が、中山間地域に興味や愛着を持ち、里山の恵みや魅力を共有し、協働で中山間地域のコミュニティを担う活動です。

### 5 対象者

- (1) 各地区の住民自治協議会
- (2) 市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人（NPO法人）

### 6 補助対象事業

各地区の住民自治協議会又は特定非営利活動法人が企画し、かつ、中山間地域を有する地区において実施する、次の（１）、（２）のいずれかに該当する里山ファン活動です。

なお、NPO法人が実施する事業の場合は、1回当たりの参加者が、概ね10人以上になるようにしてください。

- (1) 中山間地域を有する地区の住民自治協議会が設定する地域課題にその地区と協働で解決に当たる事業
- (2) 中山間地域の地域資源の活用により相互に地域課題の解決に当たる事業

## 7 対象とならない事業

- (1) 中山間地域を有する地区の住民自治協議会が、専ら当該地区の住民を対象として実施する事業
- (2) 宗教的活動、政治的活動、反社会的活動に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの
- (4) 専ら特定の企業及び個人の利益を追求するためのもの
- (5) その他市長が適当でないと認めるもの

## 8 補助対象経費

区 分	内容等
報償費	講師その他の事業の実施に係る協力者に対する謝礼金、謝礼のための物品の購入費等
需用費	消耗品費（実施団体が行う料理講習会の食材料費を含む。）、燃料費、印刷製本費、食糧費（事業を安全に実施するために必要な飲料水等及び会議で提供する湯茶の費用に限る。）、光熱水費、賄い材料費（交流会等の食材料費）、医薬材料費
役務費	通信運搬費、保険料
使用料及び賃借料	使用料、賃借料、入場料
原材料費	種・苗木等の購入費
備品購入費	当該事業に継続して使用する物の購入に要する費用（特定の者が所有し、又は専用する物を除く。）
負担金	イベント等への参加費（会費及びこれに相当するものを除く。）
その他	特に市長が必要と認める経費

## 9 対象とならない経費

- (1) 賞金、懸賞金その他これらに類する金銭
- (2) 事業を実施する団体の事務所等を維持するための経費
- (3) 事業を実施する団体の経常的な活動に要する経費
- (4) 事業を実施する団体の構成員に対する人件費及び手当
- (5) 国、市及び他の地方公共団体並びにそれらの外郭団体で実施している他の補助金等の交付対象となる経費
- (6) 特定の者、団体等のみが利益を受けるものに要する経費
- (7) 同一の事業において、別の交付対象となるものから既に申請のあった経費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

例 個人所有のポイントカード等を使用した経費等

## 10 補助率及び限度額

- (1) 補助率は、補助対象経費の10分の10以内とします。
- (2) 限度額は、1事業ごとに1団体当たり10万円とします。
- (3) 同一の団体が一つの事業を複数回に分けて実施する場合や複数の事業を同時に実施する場合は、1事業とみなします。

## 11 補助金の申請期間

令和3年5月10日（月）～

※ 申請（交付決定）額が予算額に達した時点で、受付を終了します。

## 12 申請書類

- (1) 長野市里山ファン活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助事業に係る実施計画書
- (3) 補助事業に係る収支予算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

## 13 申請書類の提出先

地域・市民生活部 地域活動支援課（長野市役所 第一庁舎4階） 担当：佐藤・想田

電話：026-224-7615 FAX：026-224-8596

Eメール：chiiki@city.nagano.lg.jp（「lg」は「エル・ジー」です。）

※ 申請内容などについてお聞きしたいので、申請書類のご持参にご協力をお願いします。

郵送等での申請はご遠慮ください。

なお、お会いできないことがないように、事前にご連絡の上、お越しくくださいますよう、お願いします。

※ 受付後、電子データの提出もお願いいたしますので、あらかじめご承知おきください。